No. 121　41. 11. 15

# 市報 とおかまち

（昭和32年6月5日第3種郵便物認可）　定価一部 5円　発行　毎月 15日　発行所　十日町市役所

**今月の納税**

固定資産税（第三期）

納　期　11月30日

**市のようす**

| | |
|---|---|
| 面積 | 211.44km² |
| 男 | 23,979 |
| 女 | 26,203 |
| 計 | 50,182 |
| 世帯数 | 10,284 |

（住民登録による人口）

# 一万三千ヘクタールを開拓
## 受益農家四千戸

最近クローズアップされてきた苗場山麓地域開発はすでに農林省や北陸農政局の現地視察や関係地域との合同会議が開かれるなどいよいよ本格的な調査の段階に入りつつありますが、何分にも広大な土地と水資源をもつ山麓一帯の大規模な開拓事業であるだけに、慎重な調査が必要とされていますが、同開拓について、このほど県でまとめた構想は概略つぎのとおりとなっています。

## 脚光を浴びる苗場山麓地域

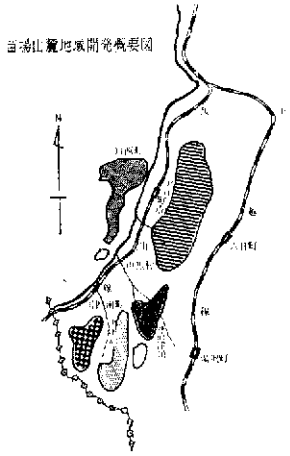


**開発構想**

この事業は開拓による農用地造成一万三千三百㌶および、用水補給、地目変換田二千㌶の土地改良事業をあわせた総合開拓のパイロット事業であり、一万三千三百㌶を開拓し（開田千八百四十開畑一万千四百六十㌶）二千㌶の土地改良を行うもので開発の基本的考えは水田を主軸にし、アルペン酪農による経営規模拡大と豊かな農村社会の建設をはかる。

**農業経営改善の構想**

一、経営規模拡大の目標は、将来の農業所得を全国勤労者の生活水準、又はそれ以上を目標とする。（本計画では百万円）

二、受益農家四千戸は平均一戸当り〇・五㌶の水田を増反して水田規模を一㌶に拡大し、さらに酪農、養蚕、工芸作等を加えた複合経営により保有労働力を有効に経営内に燃焼し農業所得の増大を計る。

三、経営組織は各部門毎に協業化を計る。

四、既耕地の近代化のために、圃場整備をおこない、営農労力の節減を計り、これを拡大された経営に充当する。

土地利用計画の構想

一、水田開発

①開拓千八百四十㌶土地改良地目変換田百六十㌶あわせて二千㌶を開田する。

②受益農家一戸当り平均五十アールの水田を増反し、水田規模を一㌶程度に拡大し、これを基礎に酪農等の導入を計る

③水田造成は傾斜五百㌶以下の低位段丘七田地に傾斜五度までの土地を対象とする。

④大型機械導入を前提条件とするよう三度未満の土地（千三百四十㌶六十七%）は二十アール以上の区画に、又三～五度の土地（六百六十㌶三十三%）は三十～十アールの区画に造成する。

⑤営農は協業化で進める。

二、畑作開発

①この地域に集約酪農地域に指定されており、県内でも将来酪農の伸びの著い地域と目されている。

②導入牛は乳牛および、乳肉兼用牛を約二万頭導入する。

③飼養方式は放牧を主体としたアルペン酪農―夏山冬里方式とする。

④育成牛は市町村営放牧場等を設置し（約三千頭収容）酪農々家を育成助長する。

⑤営農は協業化で進める。

三、その他

①果樹
自然的立地条件から導入可能と目される果樹はくり、くるみ等があげられる。―高冷地帯におけるくり栽培については、十日町市に前例があり充分導入可能性をもつ―

②タバコ
昭和四十年の百四十六㌶実績があり、漸増の傾向を示す。十アール当り粗収益八万七千円と県平均に近い。

③ホップ
昭和四十年二十一㌶の実績がある。品質は貯蔵性があることで定評があり近年急激に増殖されている。

④養蚕
古くからの産地であり、飼養技術の近代化と価格の安定に伴って飼養意欲が高まっている。

⑤そさい
近年輸送そさいとして、大根（加工原料）きゃべつ等の作付が見込まれる。

## 公告
## 十日町市職員募集

1. 募集区分
(1) 一般事務職員一～二名
（調査、対外、折衝等で女子をあてるにふさわしくない事務の補助）
(2) 応募資格
昭和十七年四月二日以降に生まれた者で、学校教育法による大学卒業者（昭和四十二年三月卒業見込みの者を含む）で十日町市に在住又は出身者。
2. 試験の方法
(1) 第一次試験
教養試験と口述試験を行ないます。
教養試験は次の科目から出題して、筆記試験を行ないます。国語、数学、社会、作文。
口述試験は主として人物について面接を行ないます。
(2) 第二次試験
第一次試験合格者の身体検査を行ないます。
胸部疾患に重点をおいて職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。
第二次試験の期日については、本人に通知します。
3. 発表
第一次試験については、昭和四十一年十二月中旬に発表し合格者に通知します。
第二次試験終了後、最終合格者を決定し、昭和四十一年十二月下旬に発表し、市役所前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
4. 合格から採用まで
(1) 合格者は昭和四十二年四月一日から採用されます。
(2) 給与は大学卒月額二〇、五〇〇円で、このほか扶養手当、通勤手当、勤勉手当等を支給します。
5. 受験手続
受験申込書に履歴書（写真貼付）身上調書及び高等学校及び大学の各学業成績証明書を添え、十日町市役所又は十日町公共職業安定所にお申し込み下さい。
受験申込書、履歴書身上調書の用紙は十日町市役所にあります。
6. 受付期間
昭和四十一年十一月十五日から昭和四十一年十一月三十日まで。
7. 第一次試験期日及び場所
昭和四十一年十二月十一日（日）午前八時三十分より試験開始　十日町市役所において行ないます。（当日は筆記用具、昼食を持参して下さい）
この募集要綱について不明の点がありましたら十日町市役所市長室にお問い合せ下さい

## 全国優良公民館で表彰さる
### 十日町市公民館

ことしの全国優良公民館として十日町市公民館が晴れの表彰を受けました。

本年度の優良公民館は全国で十四館ありそのうちのひとつに選ばれたわけで、公民館表彰としては最高の名誉あるもの。

十日町市公民館（館長　小林賢秀）は設備の充実はもちろん、機関紙の発行、部落巡回講座、婦人および家庭教育学級など産業、へき地振興に貢献があったほか、各事業に独得な創意工夫がなされていることが、このたびの表彰となった。

表彰はさる三日の文化の日に文部省で行なわれてきましたが、須藤館長代理と中林教育長が受彰にのぞみ天皇陛下の拝謁を賜りました。

## 社会保険庁長官から表彰
### 国民年金事業成績優良で

国民年金事業優良市町村として十日町市がこのほど社会保険庁から長官表彰を受け、去る十一日県国民年金推進大会で伝達されました。

本市の昭和四十年末国民年金被保険者数は一三、〇八四人、加入率九九・六%、徴収率一〇〇、一と二十市のトップという成績でこの実績が認められたものですが、市民の皆さんのご理解、ご協力の賜ものと感謝申し上げています。

## 建物競売入札公告

| | |
|---|---|
| 1. 売却物件 | 市立飛渡第1小学校旧校舎の1部 延509.09㎡（154坪） |
| 2. 物件下見案内 | 昭和41年11月25日 午前9時30分より10時30分 |
| 3. 入札日時場所 | 昭和41年11月25日午前11時十日町市役所 |

十　日　町　市

## 農地報償金
### 国債担保の融資制度

大蔵省令に基づいて国民金融公庫ではつぎの要領で担保貸付することになりました。

◎貸付条件
国債の記名者とし事業資金に限る。
貸付は五年以内、年六分
国債の償還日を支払日とし、年賦償還とする。

◎希望申込先
十八日まで十日町市農業委員会に。
なおくわしいことは同委員会へ。

## 農地報償金の請求はお早く!!

農地の解放地主に対する報償金については、四十二年三月末日までの請求期限になっておりますので、未請求者は至急農業委員会に申し出て下さい。

## 傷痍軍人、軍属
### 戦傷病者手帳を交付

旧傷病軍人、軍属で診断の結果第一目、第二目症の認定を受けた方で、現在恩給を受給しない方は今回法令の改正により、戦傷病者手帳が受けられます。

この手帳の交付により税金（国税年額六千円）が控除される恩典があります。

該当する方で裁定通知をお持ちの方は、請求当時の診断書持参のうえ社会福祉事務所にお申出下さい。

## 社会福祉事業に寄附

株式会社山田協会は社屋新築移転にともみ金五万円を又、市内本町一赤沢直吳さんは、亡くなったムメさんの香典返しに三万円をそれぞれ社会福祉事務所に寄附しました。

# 昭和39年市民所得は86億円

## 市内生産所得推計

このほど標準方式に基づき実施した昭和三十九年の市民所得推計結果がまとまりましたのでその概要をお知らせいたします。まず当市の就業構造をみると、一般に所得の低いといわれる第一次産業の就業人口は近年急速に減少し、第二次産業就業人口の増加が目立っております。例えば昭和三十年は第一次産業就業人口は全就業人口の五十二・三三%で、第二次産業就業人口は二十七・六一%が昨年の国勢調査結果では、第一次産業就業人口は二十六・七二%に減少し、第二次産業就業人口の方が多くなっております。

この結果三十九年中に市内で生みだされた生産所得の総額は八十六億三千八百九十万三千円で、前年に比べ十八・六七%の伸びを示しました。又生産所得を産業別に見ると　第二次産業が総生産所得の五十・六七%に当る四十三億七千七百三十九万四千円、第三次産業は三十五・〇九%の八三十億九千四百五十四万六千円第一産業十四・二四%の十二億二千九百九十四万二千円と第二次産業の依存度が高くなっております。

次に就業者一人当りの労働生産性を見ると全産業平均三十一万六千二百九十三円で、産業別では第一次産業四十二万一千三百八円、第二次産業四十一万三千一百三十五円、第三次産業四十六万六百五十四円と第一次産業の所得の低さが目立ちます。

分配所得は八十三億百九十六万一千円で、前年に比べ十五・二四%増加し、なかでも雇用者の賃金給与手当などからなる勤労所得は比率のうえでも又金額的にも大きく伸び、前年に比べ二十三・七三%伸び農業主を含む個人企業主とその家族の所得からなる個人業主所得は僅か四・四%の伸びにとどまり、法人所得は十・一二%の伸びとなっております。

次に一人当りの分配所得は十六万七千五百四十四円であり、又分配所得と財政規模（一般会計ア出決算額）を対比した財政比率は前年の八・一%から十・五六%になりました。これはいわゆる消助財源に余存が乏しくなった一面とも解されます。

市民個人の経済力を示すとみられる個人所得は総額七十七億二十三・七三%伸び農業主を含む個人企業主とその家族の所得からなる個人業主所得は僅か二十四・六四%伸びで又一人当の所得は十五万五千六百十三円。

表1　市内生産所得

| 項目 | 生産額 | 所得額 | 構成比 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | |
| 総額 | 16,735,695 | 8,639,903 | 100.00% |
| 第一次産業 | 2,013,991 | 1,229,942 | 14.24 |
| 農業 | 1,892,597 | 1,130,713 | 13.09 |
| 林業 | 115,344 | 98,243 | 1.11 |
| 水産業 | 6,050 | 2,986 | 0.04 |
| 第二次産業 | 14,721,704 | 4,377,394 | 50.67 |
| 鉱業 | 21,435 | 12,314 | 0.14 |
| 建設業 | 1,245,129 | 470,534 | 5.45 |
| 製造業 | 13,455,140 | 3,874,546 | 45.08 |
| 第三次産業 | | 3,031,567 | 35.09 |
| 卸売小売業 | | 1,177,973 | 13.09 |
| 金融保険不動産業 | | 324,792 | 3.76 |
| 運輸通信業 | | 248,770 | 2.88 |
| 電気・ガス・水道業 | | 96,326 | 1.12 |
| サービス業 | | 897,583 | 10.39 |
| 公務 | | 286,103 | 3.31 |

## 未加入未納者のないよう

### 今月は国民年金推進月間

今月は国民年金普及推進月間です。

市では「ねんきん新聞」の回覧各世帯へのチラシ配付ポスター掲示等PRに努めていますが本市の国民年金加入者は現在約一万三千名で一部未加入、未納者があります。国民年金は他の年金（厚生年金、共済組合、恩給等）に加入していない二十才以上、六十才六ヶ月の人は一人残らず加入しなければならないことになっています。

九月の市報で「老令年金を受けるに必要な期間」についてお知らせしましたように、昭和六年四月一日以前に生まれた人については、四十年四月分から保険料を納めるか免除を受けていないと将来の老令年金の受給資格要件にも関連してくる重要な時期でもありますので、これら該当者については年金委員を通じて加入されないで（又は未納のため）六歳の事故のため重度の障害者になったり、財産世帯となった場合にも年金が支給されず、老後になっても老令年金も受けることはできなく、国民として受けられる利益を失うことになり、所角の国民年金から取残されてしまいますから、このようなことのないよう該当者は速かに加入届を提出し保険料を納めて下さい。

なお国民年金の加入者で住所の異動　氏名の変更、死亡、及びその他の年金制度に加入した場合は国民年金手帳（二十歳以上の方のみ）を紛失を持参して、速かに市民課国民年金係へ申出て下さい。

表2　分配所得

| 項目 | 所得額 | 構成比 |
|---|---|---|
| 総額 | 8,301,961千円 | 100.00% |
| 勤労所得 | 4,135,551 | 49.81 |
| 個人業主所得 | 2,712,933 | 32.68 |
| 個人賃貸料所得 | 168,189 | 2.03 |
| 個人利子所得 | 425,086 | 5.12 |
| 法人所得 | 852,244 | 10.27 |
| 公営企業剰余 | 7,959 | 0.09 |

## 障害者控除が拡大

### 所得税法改正

昭和四十一年四月一日所得税法改正により、障害者控除の適用範囲が拡大されましたのでお知らせいたします。

該当者は次によって適用を受けて下さい。

一、控除される所得税額

(1)納税義務者が障害者の場合

その者のその年分の所得税額から六千円控除されます。

(2)納税義務者に障害者である配偶者又は扶養親族がある場合

納税義務者のその年分の所得税額から障害者一人につき六千円控除されます。

二、障害者の範囲について

(1)精神薄弱者とは従来の精神薄弱生態度度などから、中度以上の障害があると判定された方に限られていたが、今度は児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生相談所もしくは精神衛生鑑定医などにより精神薄弱者と判定される方。

(2)身体障害者とは従来身体障害者手帳の四級以上の場合に控除の対象となっていたが今後は身体障害者福祉法により、身体障害者手帳の交付を受けている方（児童を含む）や戦傷病者特別援護法により、戦傷病者手帳の交付を受けている方をいいます。

(3)(1)、又は(2)に該当しない方でも、常に臥床を要し復雑な介護を要する方も従来どおり障害者控除の対象になります。

三、障害者控除の適用の受け方について

(1)給与所得者に対する障害者控除の適用については月々の所得税額から五百円（障害者控除対象者一人につき）を控除されます。

なお本年の未満者は年末調整までに徴収義務者（事業主又は団体長）に届出て下さい。

(2)事業所得者に対する障害者控除の適用についてはその提出すべき所得税確定申告書（還付申告書）に本人の障害事項を記載し税務署に提出することにより障害者控除（六千円）を適用されます。

## 12月15日から受付

### 年賀状はお早目に!!

おなじみのお年玉つき年賀はがきはすでに十一月十一日から発売されましたが、この年賀はがきや年末の郵各小包の差出しについて、郵便局では混雑する受付や配達業務をスムーズに実施するために次のよう望んでいます。

一、年末賀状小包は十二月十四日頃迄に一日も早くお出し下さい。

二、年賀状は十二月十五日から受付けますが、十二月二十一日頃までにお出し下さい。

三、年賀状を差出す時は「市内あて」と「その他のもの」に分けゴム輪等をかけてお出し下さい。

## 一時停止の励行

### 踏切事故をなくそう

交通事故の増加に伴い国鉄の踏切事故も増加してきました。飯山線内の踏切事故はこれまで四件を数えています。原因に一旦停止をやらなかったためがほとんどです。

飯山線も気動車が次第に増加して来ます。気動車はスピードが早いので踏切では必ず一旦停止を励行し、安全を確認して下さい。また車体が軽いため事故により脱線、てん覆等の二重事故を引き起すおそれもありますので、皆様方の十分な御協力をお願いします。

十日町駅長

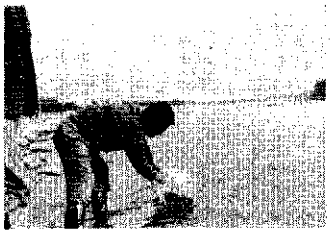

## コイなど一万五千尾

### 信濃川に放流

市では信濃川の魚族保存のためこのほどニジマスおよびコイの放流を行いました。

ニジマスは県水産試小出支場養殖のもので約五千尾（四十キロ）を下条、十日町に、また田沢支場のコイ一万尾（直四十キロ）を水沢、川治、十日町地内の各信濃川にそれぞれ放流しました。放流の魚はいずれも当才（一年）で三、四年後には五百匁前後に成長するといっています。

【写真は信濃川に放流されるコイ】

## 充実している部落公民館

地区館めぐり㊱　——六箇地区公民館——




国道一一七号線を、十日町の中心街から南に約二粁程進み川沿いに左へ折れると旧六箇村地内です。殺近整備された道路を約一粁進むと中村部落があります。部落の中央に、農協の六箇支所があります。中村から〇・五粁行くと右手に山谷部落があり、左手に秋葉城址を見て二粁進むと地区公民館が、十日町市役所六箇出張所と併設されております。附近に六箇小学校、六箇郵便局があります。左手の城址を約二粁進むと山の中腹に田麦部落があります。県道を二粁程行くと二ツ屋部落です。部落の下手に井天沼円池と二つの池があります。県道から右手一・五粁程の山の中腹に船戸部落があります。県道から約三粁の所に辰ケ平部落、そこから右手一粁坂を上ると温泉のある塩之又部落につきます。羽根川沿いにある、府県道十日町塩沢線に、点々と部落が散在し、今年八月ようやく二ツ屋まで定期バスが開通されて、部落間の連絡を特別利用に短縮されたけれども、地区全体の合同事業は、無理で特に夜間は、青年活動を除いては出来ません。幸い全部落に独立の部落公民館がありますので、それを利用させて戴いて、部落別の活動を重点的に実施しております。

活動の中心は婦人対象事業で、婦人学級、婦人講座、講習会、講演会等を実施しております。婦人学級は、一般教養を全体学習で年二回実施し、田麦教室と山谷教室でそれぞれ学習日をもっております。田麦教室に「家計のやりくり」「栄養料理」「文章の書き方」を毎月一回づつ学習日をもって実施しています。山谷教室は「家庭の病気」「活花」「余暇の利用法」を年間二十回の学習日をもっています。婦人講座は麻畑で、被服を中心に年二回実施し、毛糸で「書くこと」を年四回の計画になっております。田麦では一つけもの」を取り上げて年三回計画しております。他の部落では「貯蓄会」「講習会」「話し合い」を実施しています。

青年の活動は、山間農村のため少数ですが、毎月二回位集まって体育を中心に学習しています。七月に、旧治、水沢の青年百二十名を集めて、研修会を実施いたしました。少数ながら全員一致協力して、連日迷惑の努力で成功させました。また野外活動も県外でキャンピングをやり有意義でありました。

成人対象に農務と共催して、先進地の農業視察、農産物等を視察して来ました。

図書活動については、これからの農閑期に、分館（麻畑、二ツ屋、塩之又）へ図書を配置してより多くの方から利用して戴くよう、計画しております。

農業の変貌と、円機の調整等地域全体の結束を計るため、今後どのように公民館の活動をすべきか、運営委員会で研究を重ねて行きたいと思います。

館長　宮井清道
主事　鶴巻弘文